

現場説明を行わない場合の入札事務処理要領

1 目的

この要領は、競争入札における公正な競争性・透明性の確保及び談合防止の見地から現場説明を行わない場合の事務処理に必要な事項を定め入札業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

2 対象工事

山口市が発注する全ての工事のうち山口市上下水道事業管理者の所管に属する工事を対象とする。なお、現場説明を行う場合における設計図書の配布、閲覧等は現場説明を行わない場合の取扱いと同様とする。

(ア) 災害等で緊急性がある場合。

(イ) 概ね設計金額が500万円以下の小規模工事で現場説明を廃止することが著しい事務量の増加をきたすと判断させるもの。

(ウ) 特殊な工事で特に詳細な説明が必要な場合。

3 その他

入札執行通知書を様式第1号及び第2号のとおりとし、その他必要な事項については、山口市が定める現場説明を行わない場合の入札事務処理要領の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。